

11月定例教育委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年11月19日（木）15時～17時5分
- 2 開催場所 武雄市役所 4階会議室
- 3 出席者名 教育委員：諸石職務代理者、古場委員、前田委員、河内委員、奥川委員、
犬走委員、貝原委員、岡本委員、森委員、浦郷教育長
事務局：溝上こども教育部長、諸岡こども教育部理事、牟田教育政策課長、
徳永学校教育課長、中尾生涯学習課長、西野文化課長、
杉原図書館・歴史資料館長、山頭学校教育課参事
樋渡教育政策課教育政策係長、野口教育政策課こども係長
田寄教育政策課放課後児童クラブ係長
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【岡本委員を指名】
- 7 前回会議録の承認 平成27年10月定例教育委員会会議録 【原案どおり承認】
- 8 教育長の報告 前回以降の報告
 - 1 報告
文化的行事の多い時期であります。
 - 2 官民一体型学校づくりについて
 - 3 ICT教育の推進について
 - 4 教師学力向上武雄セミナーの案内
 - 5 教育長表彰について
 - 6 教職員人事について
 - 7 新年度の方向について
- 9 議 事
 - (1) 提出議案
 - 第24号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例について
【原案どおり議決】
 - 第25号議案 武雄市放課後児童クラブ条例及び武雄市放課後児童クラブ条例施行
規則の一部改正について
【原案どおり議決】
 - 第26号議案 武雄市いじめ防止基本方針について
【原案どおり議決】
 - 第27号議案 武雄市いじめ問題対策委員会設置要綱
【原案どおり議決】
 - 第28号議案 武雄市子ども子育て支援法補助金要綱
【原案どおり議決】

第29号議案 武雄市特別保育事費交付要綱の一部を改正する要綱 【原案どおり議決】

(2)協議事項

- ① 平成27年度12月議会提出「教育に関する報告」について
- ② 平成28年度「武雄市の教育」基本方針について
- ③ 平成28年度 こども教育部の予算関係について

(3)報告事項

- ① 市立図書館の選書について
- ② 教育委員からの確認事項

10 各課等からの報告

11 次回開催日程について

【平成27年12月24日（木）14時～ 市役所4階会議室】

12 その他

13 閉会

14 会議録

午後3時 開会

○職務代理者

皆さんこんにちは。今ごろの雨を山茶花梅雨と言うそうですが、まだ小春日和の時期に入ったころだったですか、私の家の近くでは、天気がいいときに久しぶりに、本当に何年ぶりでしょうか、鳶が「ピーヒョロヒョロー」と言って空高く舞っていたんです。ああ、自分のおるところはよかふるさとねと思うて、このふるさとを味わいました。

では、ただいまより11月定例教育委員会を始めたいと思います。

まず、議事録署名人の指名でございます。今度は岡本委員さんでございます。

○職務代理者

では、お願いいたします。

次、前回の会議録の承認でございます。

10月の会議録について何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか〔「なし」と声あり〕。

では、異議なしと認めます。記録のとおり承認することといたします。

では、教育長の報告です。教育長お願いいたします。

○教育長

こんにちは。幾つか報告を申し上げます。

まず、文化的な行事の多い時期であります。

各学校では学習発表会とか文化祭とか、名称は違いますけれども、あるいは合唱コンクー

ルとか開催されておりました、生徒たちの文化面での成長、あるいは学校や学級経営の充実ということにつながってもらっております。

また、各町公民館においても文化祭等が開催されまして、展示とか舞台発表など、盛大に開催をされております。これは、もちろん生涯学習の観点からも大事でありますし、まちづくりの面から見ても大変意義深い取り組みにしていると思っております。

市全体でも、文化の日を中心に、さまざまにいろんな行事が開催されました。公募美術展の表彰もしたんですが、高校生の出品とか入賞というのが非常にたくさん見られたように思います。

また、先週の伝統芸能祭、あいにくの天候で大ホールでの開催となりましたが、非常にたくさんの方に見ていただいております。大日、それから船の原、永松、3地区の皆さんに演じていただきました。文化係でこれまでいろんな補助事業を紹介してもらっていたわけです。そういう補助事業等で、衣装とか道具類とか、かなり整備がなされているなというのを改めて感じたところです。

大きな2つ目としては、官民一体型学校づくりについてであります。

先日、指定書を交付した3校においては、来年度に向けた準備をしていただいております。今後、一つは高濱氏の後援会を、12月10日が朝日小、1月12日橘小というふうに計画をいたしております。若木小についても後日開催します。

それから、14日については東川登小で親子見学ツアーを開催してもらいました。参加された方は、非常に興味を深めてもらっていたと、関心を持ってもらっていたという話を聞いております。実際に武雄で教育を受けさせたいという方もいらっしゃるわけで、11月24日、連休明けですけれども、東京で説明会を開催します。ここには、実際に移住された方も直接話をしてもらうようにいたしております。

それから、12月13日は福岡での説明会を予定しております。実際上は福岡からおいでになるというのが非常に可能性は高いわけでありますので、大事にしていきたいと思っております。

この移住については、そこまでする必要はないじゃないかという意見もあるんですけども、転入者自身のメリットと、それから入ってきて数カ月暮らす中で、固定的な学級の序列化が崩れていくと。あるいは保護者でもそうですし、地域にとっても、改めて教育を見直す契機となっているというふうに、教育の面からも、この移住については積極的に進めていきたいと思っております。

大きな3番目としまして、ICT教育の推進についてであります。あすは山内西小学校でプログラミング教育の公開を予定いたしております。具体的な成果というのは非常に見えにくいわけですけれども、活動自体は非常に総合性が高いものでありますので、創造的な思考力等々の成長につながるものと思っております。

それから、お手元に武雄セミナーの御案内をしております。これは、11月28日の土曜日の2時からですが、今回は、上野先生が「地域の教育力、家庭・学校・地域の連携、コミュニティースクール等で学校を変える」という非常に今のポイントのところを話していただけるということで、会費も取らずにどなたでも結構ですということですので、もし御都合がつかれましたらお聞きいただければと思っております。

真ん中の四角のところ、佐賀大学教職大学院設置準備事業ということで、28年度からの大学院のサテライト事業の一つのきっかけとして話してもらう予定であります。

それから、教育長表彰についてであります。今年度11月2日に県の教育長表彰が行われて、武雄市からは川登中の神代峰子教諭、それから武雄中の副島千鶴養護教諭が受賞しております。

それから、きょうは配付された資料にもあったと思いますけれども、28年度の基本的な方向について幾つか提案をいたしております。これまでも委員さん方の御意見等々、改善できるところは改善に加えてきているところでもありますけれども、28年度予算時期を前に、御意見等をお聞かせいただければと思っております。

以上、報告といたします。

○職務代理者

はい、ただいまの教育長の報告に対しまして、何か御質問等、尋ねてみたいことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では次に議事に進みます。

1番に、提出議案が6項目ありますが、24、25は個別に提案し、26と27を一緒に、28、29を一緒に提案するというようにいたします。

では、第24号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例についてということです。提案をお願いいたします。

○教育政策課教育政策係長

2ページ、第24号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例について、議案書により説明。

○生涯学習課長

第24号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例について、補足説明。

○職務代理者

24号議案について、御質問がありましたらどうぞ。ありませんでしょうか〔「なし」と声あり〕。

よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

では、異議なしと認めて、原案のとおり可決されました。

では、第25号議案の提案をお願いいたします。

○教育政策課教育政策係長

3 ページ、第25号議案 武雄市放課後児童クラブ条例及び武雄市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正について、議案書により説明。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

第25号議案 武雄市放課後児童クラブ条例及び武雄市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正について、補足説明。

○職務代理者

ありがとうございました。条例と施行規則の一部改正でございます。どうぞ、御質問をお願いいたします。

○A 委員

開所時間について確認ですが、1月1日から施行ということになりますと期間的にも余りないんですが、市民の方への広報とか周知をどうされているのかということと、7時まで延長ということで、支援員さんの確保というのはどうなっているのか、そこら辺をもう一回お願いいたします。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

市民の方への周知につきましては、12月の市報で1月から延長をしますというお知らせを流させていただくことにしております。実際、今利用されている保護者の方に対しましては、個別に12月に通知を差し上げたいと考えております。

支援員の確保につきましては、現在勤務されている支援員さんのほうで、今勤務体制を、6時以降の分もできるということで調整を、シフトの組み替えを行っているところです。

以上です。

○A 委員

ありがとうございました。

○F 委員

支援員さんの雇用形態とか雇用保険に加入とか、例えば小学校の休業日であれば午前8時から午後7時まで、時間が長いので、こういったシフトを組まれているのかとか、教えていただけますか。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

現在、支援員の勤務体制につきましては、通常は、今までは1時から夕方6時まででしたので、それを1時から5時半とか、1時半から6時までという4.5時間の勤務シフトを毎日組んでおりました。1月以降につきましては、当面は、どれぐらい6時以降の利用があるかまだ把握が完全にはできておりませんというか、6時半までに全部帰ってしまうかもしれないということで、しばらくは7時まで全員が、全クラブが7時まで開所する必要があるのかどうか、実際始まってみないとわからないということで、6時まで勤務していただいた方

に、最大1時間延長をしていただくというふうな検討を今しているところです。

土曜日とか長期休業中の8時から夕方までの勤務につきましては、午前と午後の2交代で現在も行っておりましたので、それも全体が1時間延びるということで30分ずつ延ばしていくのか、ここも6時以降は延長ということで整理をするのか、ここもちょっと検討を具体的に、支援員と相談しながら進めていきたいと考えております。

そして、毎日勤務の月曜日から土曜日まで、土曜日は交代になりますけれども、毎日勤務をしていただいている支援員さんは雇用保険を受けられます。たまに入っていただく代替えの補助員さんにつきましては日々雇用ということで、雇用保険は掛けていません。

以上です。

○職務代理者

この改正どうでしょうか。ほかに。

○B委員

こちらの運営費のバランスなんですけれども、一応条例として4月1日から値が上がる。その前の数カ月においてはどのように捻出されるのか、お伺いできますか。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

今現在も、前年度に比べましたら、4月以降、支援員を全体で15名ほど増員をしているところですが、これも現行の利用料で賄っておりまして、これから1月以降、支援員の超過の勤務につきましても少し増額をしたいと思いますけれども、これも本年度は、現在の利用料は据え置きのみ進めていければというふうに思っております。

○B委員

ありがとうございます。

○G委員

3点あります。

支援員さんの雇用契約、恐らく4月1日の段階では、この放課後児童クラブ施行規則の現行案、午前8時から午後6時までということ、休日であれば午前8時から午後6時までということに基づき雇用契約を結ばれていると思うんですが、それが変更になるということの具体的な理由に対して、支援員さんとの契約に問題が生じないのか。要するに、契約期間内で労働条件の変更に当たるのではないかというふうに考えておりますが、そのあたりが問題がないのかどうかということが1点。

それと、先ほど利用料で支援員さん14名の増加も賄っておりますということでしたが、全体のその利用料として徴収しているお金で、支援員さんの給与の何%ぐらいが賄われているのかという点。

それと申し込みの様式、先月の会議でも質問をしましたが、届け出のフォーマットの変更の必要があるのではないかとというふうに質問をしました。というのは、先ほどおっしゃられ

たように、6時から7時までの利用は、就業の有無によるということだったので、そういったものをフォーマットとしてきちんと表示してあるのかどうか、それを誰が判断するのか、それがどういうふう今回の改正で変わったのか、この3点をよろしく申し上げます。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

まず、1点目の雇用契約ですね。労働時間の変更に対して問題はないのかという御質問でございますけれども、確かに募集のときには、午後6時までの1日4.5時間ということで募集をして応募をいただいた支援員さんたちでございますので、ここは7時まで延長をお願いできないかということをお願いをして、でも、中にはやっぱり6時までしかできませんとおっしゃられる方につきましては、それは6時までにはしっかり働いていただくと。できる方について延長をお願いする。そしてまた、今そこが不足するところには、短時間でも、また新たにこれからでも7時まで勤務が可能な方を募集していくということで今整理をしているところです。

2点目の、利用料で給与の何%ぐらいを賄っているのかということで御質問をいただきましたが、給与だけでは算出はしておりませんが、今現在、利用料をいただいている分と今年度の総事業費を比較すると、ほかにも設備費等々かかるんですが、その中で現在お出ししているのが、利用料の負担割合は18.8%、全体の18.8%が利用料でいただいている分ということになります。あとの分は、その残りを、3分の2を国、県の補助金をいただきまして、3分の1を市費の負担というふうにしております。

3点目の申し込みの様式を変更する必要があるのではないかということなんですが、現在、本年度4月から児童クラブを利用する申し込みについてはもう現在いただいておりますので、1月以降につきましては、6時以降を利用する必要がある方に対して、届け出を新たに出していただくというふう今考えております。御希望をされる方のみ、その届け出を出していただくということで今計画をしております、現在その案を課内で検討をしておりますので、あとは内部で決裁を受けてお出しすることになるかと思っております。

以上です。

○G委員

その届け出に関しては、証明書類は必要でしょうか。それとも、届け出だけでいいですか。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

届け出に関しましては、勤務時間等も記入をしていただくようにはしておりますが、もともと年度当初に勤務証明書というのを会社から取っていただいておりますので、それとの照合をさせていただくというふうに考えております。

また、年度当初出されている勤務形態から変更になられている場合につきましては、6時以降を利用されるに当たってまた新たに勤務証明書を再提出いただくということも考えております。

○職務代理者

よろしいでしょうか。済みません、私から。

ちなみに、今のところ6時以降の7時までというのは大体場所によってもそれぞれ違うでしょうけど、どのくらいぐらいいらっしゃるんですか。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

実際は申し込みを取ってみないとわかりませんが、よその市町をお聞きすると、その日に利用された方の約1割から2割の方が6時以降残っていらっしゃるというふうには聞いておりますので、想定はその程度かと思っております。

○E委員

利用される児童さんのおなかのことが気になりまして、1時間延長をされるということで、夜7時になると。こういったときに、例えばですけれども、ちょっと軽食を持ってきていいとか、お金を持ってきてちょっと買っていいとか、そういったことは想定されているか、お聞かせいただければと思います。

○教育政策課放課後児童クラブ係長

現在のところは、おやつをお出しする計画は立てておりません。実際にアレルギーの子どもさんがいらっしゃったりとか、土曜日とか長期休業中はおやつを持参させてはいるんですけども、通常の毎日につきましては、極力早く迎えに来ていただくということも願っておりますし、実際、社会体育であるとか、スイミングであるとか行かれている方についても、子どもさんたちはおなか空きながらも、みんな頑張っているよということで、現在も、6時前でも、おなか空いたという子はいらっしゃるんですけど、そうやって支援員さんたち励ましながら過ごしていただいているので、今のところは、そこは考えておりません。

○職務代理者

今の回答に対して何か。

○E委員

もし今後、やっぱり学校に必要なお金を持っていくというのは、もちろん基本的にはだめだと思うんですけども、そういった成長のための、御飯を食べるためのお金とか、そういったのも、もう少し柔軟に考えていけるようになればなとちょっと思っておりました。

以上です。

○職務代理者

今のE委員さんの御意見に対して、皆さん方、ほかの委員さん方はどういうふうにお考えですか。何かおやつを持ってくるとか。

○H委員

そうですね、やはり6時までいた子どもさんは、ずっと帰っていったらやっぱり少ない人数になってきたら余計おなかも空くんですね。でも、一緒に遊んでいたりと、一緒に放課

後児童クラブで過ごしている分は、そんなおなか空いたという気はないんでしょうけど、やっぱりだんだん夕暮れが迫ってきて、お迎えの人もだんだんと減ってきて、何かそういったときに、多分、寂しさと、おなか空くという感じで。だから、7時まで今度延長になって、余計、寂しさとおなか空くのと、今と余り変わらないと思うんですよ。やっぱりおなか空くというのは、親が一番わかっているんで、早くお迎えに来てもらいたいという意味合いで、やはりそこまでサービスをするべきじゃないんじゃないかなと思います。そこまでサービスしたら、いつまでも誰でも7時まで預かってもらえるというふうな傾向になってもらったら困るし、やはり子どもは家庭で育てるのが第一前提で、特に食というのは大事だと思うので、やっぱりそこまでのサービスは、私は反対です。

○A委員

私もH委員さんと同じように、例えばお金を持ってきてとか、食べる子どもと、余裕がなくて食べられない子どもが同じフロアにおった場合、食べられない子どもに対してはちょっとやっぱりかわいそうな気もしますので、先ほど言われたように、迎えに来てもらって家で食べるというのがいいんじゃないかということで、そこまで、おやつまで出すような必要はないと思います。

○D委員

私も、おやつを出す必要はないかなと思います。それは、やはりアレルギーがもし起こったときの対処が、支援員さんのことを思うとやっぱり大変だと思うので、そういう命にかかわるようなことが起きないようにするために、おやつは必要ではないと思います。

○職務代理者

いろいろこういうふうな御意見出ておりますが、一応今までどおりで、おやつはもう延長しても、そこまではしないというような意見が委員さん方にも出ておりますが、どうでしょうか。

○C委員

必要なしです。

○職務代理者

大体そっちの方向で。E委員さん、いいでしょうか。

○E委員

おやつ、お菓子に限定しているわけじゃなくて、例えば軽食、菓子パンとか、例えばおうちからおにぎりを持ってきてもらう。または途中でお母さんたちが持ってくるとか、いろいろアイデアはあるので、そういった観点からお伝えしたところでした。

○職務代理者

そしたら、この第25号議案はよろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

では、異議なしと認めて、可決、承認いたしました。

では、第26号議案と第27号議案は同じ内容でございますので、あわせて提案をお願いしたいと思います。

第26号議案 武雄市いじめ防止基本方針について、それから第27号議案 武雄市いじめ問題対策委員会設置要綱についてでございます。

○教育政策課教育政策係長

4ページ～6ページ、第26号議案 武雄市いじめ防止基本方針について、第27号議案 武雄市いじめ問題対策委員会設置要綱について、議案書により説明。

○学校教育課長

いじめ防止基本方針につきましては、さきの教育委員会のときに協議をしていただいた内容とほとんど変わっておりませんので、割愛させていただきます。

その中で、いじめ問題対策委員会ですけれども、今も教育委員の皆さんに何か事あるごとに学校に集まっていただいて対応策をしていただいております。教育長、教育委員というのが基本にありまして、そのほかに必要に応じて学識経験者、それから学校に在籍する児童・生徒の保護者、関係行政機関の職員等というふうな形で、今の教育委員さんのこれまでの活動を最大限トレースしながらしていきたいという意味で委員会の設置を考えているわけでございます。

○職務代理者

ほかに補足はありませんでしょうか。

ないようでしたら、ただいまのいじめ防止についての提案でございます。御質問あったら、どうぞお願いします。第26号議案と第27号議案あわせて。

○G委員

各学校にあるいじめ対策防止委員会があると思うんですが、そこからの具体的な流れをもう一度ちょっと説明していただいてもいいですか。要するに、武雄市に上がってきて、この対策委員会に上がってくるという流れがあると思うんですけれども、その流れというか、その事象が発生してから。

○学校教育課長

基本的に今までも行ってきましたけれども、学校から一報が上がってきた場合の武雄市いじめ対策本部、これは学校教育課が中小に今も活動している名称を置いたものでございますけれども、そこでいろんな協議をいたしまして、学校に指示等を軽微な場合はしております。

それ以上、もう少し協議が必要であるというふうに判断した場合におきましては、今までも教育委員さんたちに集まってもらって協議をしてきたわけでございますけれども、その同等ということで、武雄市いじめ問題対策委員会ということを発動すると。

また同時に、このいじめ問題対策委員会というのは、通常時におきましても予防的な仕事を開催することがございます。それは通常の教育委員会の中で話をいただいていること

を踏まえまして、それ以上に、こんなことをしたほうが良いというふうなことが通常期にございましたら、いじめが発生していなくても教育委員会のほうに、実際には事務局のほうにということになると思いますけれども、具申をしていただく、答申をしていただくということもあり得るといふふうな組織でございます。よろしいでしょうか。

○C委員

学校いじめ対策委員会の人員の構成内容はどういうような内容で指導されているんでしょうかね。

○学校教育課長

特にこれこれというふうな指示をしているわけではございませんけれども、基本的に学校では管理職、それからいじめ対策にかかわる生徒指導、教育相談担当、それから養護教諭、そして該当児童・生徒にかかわる職員、これはそのときに応じていろいろ変わってきますけれども、そういうふうな形で構成をして、柔軟に対応しているところでございます。

○C委員

そうすると、あくまでも学校内での委員会ですか。

○学校教育課長

これは、まずは学校内です。

○C委員

そうすると、この別紙の3ページに、「別紙に掲げる骨子イメージが挙げられる。」というふうなことが書いてあるんですけど、この別紙というのはどれに当たるんですかね。

○職務代理者

3ページの10行目ですか。

○C委員

こちらの基本方針の案のほうです。

○職務代理者

(1)学校いじめ防止基本方針の終わりです。

徳永課長どうぞ。

○学校教育課長

済みません、骨子イメージを載せるのを抜かしておりましたので、先ほど私が説明したような形でございます。

○C委員

はい、わかりました。

○職務代理者

今の関連ですか。A委員どうぞ。

○A委員

5 ページの第 2 条の「法第 24 条に規定する事案」と「法第 28 条第 1 項に規定する重大事態」ということで、ちょっと確認ですが、私、別の行政説明資料を持っているんですが、この重大事態というのは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」というのと、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。」とされているのが重大事態で、それ以外の、いじめ行為等の当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているというのが、この法 24 条の事案ということで認識していいんでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○E 委員

念のため確認させていただきたいことがございまして、1 カ月ほど前にある方から、某学校でちょっといじめがあっているかもと。学校の先生方にも保護者さんが言っているけれども、あんまり動いてくれないみたいということで、私のほうに、地域だったので、一回御連絡があったということがありました。

ことし何回かいじめの対応をさせてもらっていたときに、やっぱり初動というか、最初の動きというのがすごく大事だなというふうに思っておりますので、最初の情報を集めたいなと思いましたので、今ちょっと私が、ホームページとかブログとかフェイスブックとかで、教育委員をやっていますよと、特にいじめとか何かそういった気がかりがあったらすぐ言ってくださいねというふうに書かせてもらっているんですけども、そういったことはやっても問題はないでしょうか。もちろん、その後にすぐお伝えはしたいなとは思っております。

○学校教育課長

これは事務局が答えるよりも、教育委員さんの中で協議すべき内容かなとは思いますがけれども。

○職務代理者

情報を集めるということでしょう、その問題が出たときにですね。

○E 委員

学校以外で、すぐぱっと相談できる人が近くにいる状態をつくっておきたいという思いです。

○C 委員

基本方針の 4 ページに「相談体制の充実」というのが掲げてあるんですけども、それ以外のことですか、その辺のところを。

○E 委員

いや、相談体制の充実の一つというか、何か学校にすぐ相談するというのが本来なんでしようけれども、やっぱり相談しても、ちょっと次の動きが遅いみたいなきに、学校じゃない組織ですね、特にこの教育委員という組織が次の受け皿にすぐなれるような体制をつくっておいたほうがいいのかと思って、そういった窓口を勝手に今用意していたのが大丈夫かどうか、一応確認しとこうかなと思ひまして。

○職務代理者

問題が起こったときだけ、そういうふうなことがちょっと地域でうわさが出ていたときに、そんなことがあったら、教育委員がそれぞれいますから相談してくださいというようにするということですか。

○E委員

はい。

○職務代理者

それを、皆さんがそういうふうにしときましょうというようなあれじゃなくて。

○E委員

じゃなくて、勝手に、個人的に今している段階で、それが大丈夫なのかという確認ですね。皆さんそうしましょうというわけではないです。

○A委員

そういうふうな相談があったときは、一応教育委員会の学校教育課なんかのほうには連絡はされるわけでしょう。

○E委員

すぐします。

もしかしたらなんですけれども、そういった保護者さんが学校には相談したけれども、学校から次にこの教育委員会に情報がすぐ上がってこないというときもあるかもしれないんですよ。そのときに、対応がもしかしたら悪いとか遅いというふうになって、大事につながらないために、保護者さんとか生徒さんとかが直接こっちにもし言ってもらえれば、ここからもすぐおつなぎできるという流れをつくっているのが、つい1カ月ぐらい前なんですけれども、大丈夫かどうか、勝手に今やっているような状態なので、一応確認をと思ひました。

○B委員

先ほど御相談があったというお話を伺ったんですけれども、それはそのフェイスブックを見た上で御相談があったという流れになるんでしょうか。

○E委員

それは違いますね。なかったときですね。ちょっと知り合いの方だったので、直接そのフェイスブックでこういうことがあっているのって知っていらっしやいますかみたいなのが来たという感じですね。そこからやっぱり、ぱっとアピールしといたほうがいいのかと思ひ

いました。気軽に言ってくださいねみたいなのをですね。

○B委員

わかりました。ありがとうございます。

○A委員

E委員さんにお話が来たのは、E委員さんが教育委員だということを御存じで来たわけですかね。

○E委員

教育委員というのと、その地域の人間だったという、問題があっている学校の地域の人間ということで。

○A委員

そうすると、情報を共有するためにも、やっぱりすぐ教育委員会の事務局、学校教育課のほうに言われた方がいいと思います。

○E委員

そこで何か自分がすぐ判断して、自分が直接、何か学校に指示するとかはもちろんなくて、すぐそういったことがあったというふうに、まずお伝えしてというためにしております。

○C委員

やっぱり組織で動いているわけですから、単独行動というのは問題があると思いますが、今されているような、積極的に聞いて、その聞いたことについては教育委員会なりにすぐやっぱり報告をするという、そういうふうな体制だけはつくっておく必要があるでしょうね。

○職務代理者

ほかにありませんか、今の意見で。

そしたら、ちょっとまとめると、一応そういう情報を聞いたら、教育委員の場合はまず、とにかく、教育委員会ですから学校教育課、課長か指導主事、両方にまず連絡をするということ、即それをするというので、あとの対応は学校教育課、また教育委員会のほうで対応していくということにしていくということ、だから、教育委員という立場ではそういう声がちょこちょこ聞こえやすくなると思いますので、そういう段取りでよろしいでしょうか
〔「はい」と声あり〕。

○教育長

ちょっといいですか。

○教育長

大変ありがたい意見で、これこそ、これだけ9名いていただくことのメリットでもあろうというふうに思うんですね。そうでなくても、教育委員をされているということは御存じなわけですから、いじめに限らずいろんな情報が入ると思うんです。特にいじめについては、その子どもにとっては非常に深刻な場合もあるわけで、これはもう、どんなことであろうと

お知らせいただくということは、非常に私どもとしてもありがたいことだと思います。

幾つかこれまでも教えていただいたようなこともあるんですけども、それは既に教育委員会として把握していることもございます。あるいは、学校段階ですぐ、ちょっとしたことだと学校が判断して知らないこともあります。

私どももそうですけど、実は学校だけの判断を聞いても危ないこともあるわけですね。もちろんその保護者さん側のことだけ聞いても解決できないこともあります。そういう意味では、いろんな情報があるということは非常に大事なことだと思いますので、迅速な対応につながられるというふうに思っております。

それから、身近におられるということから、さっきおっしゃったように、以前から知っているとか、つながりがあることでの情報ということでもありまじょうし、もちろん対応したことについては、それぞれ皆さん方にお知らせをしてということで、継続的に見ていただくと、そういう面もあろうかなというふうに思います。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

では、今まで出た御意見等でいじめに対しての対応はしていきたいと思います。もちろん、また地域で何かいいこととかなんとかあったときにも、ぜひ教育委員会のほうへ連絡をしていただきたいと思います。心配事ばかりじゃなくて、いいこともぜひお願いをしたいと思います。

じゃ、ほかにこのいじめ問題について何かございませんか。

○A委員

いじめ防止基本方針の7ページの下から6行目のあたりにですが、重大事態への対処というところで、「情報発信・報道対応については、児童生徒のプライバシーに配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行うものとする。」となっておりますが、これ基本的にはどこが報道対応するんですか。教育委員会と学校と一緒にやってるんですかね。

○学校教育課長

基本的に、重大事案の発生に関しましてというよりも、マスコミ関係に関しましては、学校が直接対応することはございません。教育委員会もしくは首長部局と一緒にやって対応することになると思っております。

○職務代理者

ほかにございませんか。C委員さんどうぞ。

○C委員

方針の4ページで、いじめの早期発見というのがあるんですが、今回、名古屋のいじめの問題なんかでは、部活動で「おまえ弱いから」とか何とかずつと言われたというようなこ

とで電車飛び込みがあったとかというようなことが報道されておりますが、そういうような部活動の指導者だとか、あるいは塾との連携ですね、そういうようなところは入れておく必要はないものかなと思ったりもしておりますが、もし入れてあれば御無礼だと思いますが、必要はございませんかね。

○学校教育課長

大事な問題だとは思っております。ただ、細かいのを一つ一つ書き始めますと、もう本当に切りがなくなりますので、基本的に②の「実態把握の改善」というところで、第一義的にはアンテナを高くして、担任もしくは周辺の職員がどんな場合でも察知するというふうな形でまとめて提案させていただいているところでございます。もちろん先ほどC委員さんから提案されました部活等でございますとか、また社会体育でございますとか、また学校外の活動でございますとか、子どもたちの活動というのは多岐にわたっておりますので、そういった面も含めてアンテナを高くするというのは、今後も大事にしていかなければならないと思っておりますし、皆様方の御協力をいただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○職務代理者

よろしいでしょうか〔「はい」と声あり〕。

ほかにございませんか。

私はすぐこだわってしまいますけど、いじめ基本方針（案）の1ページに、3番の「いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方」というところで、こう見てみると、何か対処療法的な面もちょっとあるなと思うときに、あえて学校、家庭、地域でいじめをしない児童・生徒の育成なんていうのを上げないと、こういういじめをしない子どもを育てんばいかん、起こってからの対応というのはすごく難しいから、それは上げなくていいかなど。何かその前の対応、ここのいじめだけじゃなくて、ほかの教育活動で一人一人を生かすというようなこともしてもらってはいるんですけど、何かそれが引っかかって、ずっとこれをしておかなかちやいけない。それよりも、いじめをしない子を育てたほうがもっと楽かなと思ったりもしながら、その辺は上げておこななくてもいいのかなと思ったりもしましたが、ほかの委員さん方いかがでしょうか。

○G委員

今の職務代行のお話、ごもっともだと思っております。

この1ページのIの2の策定の意義のところの3行目に、「いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人ひとりの大人が」と、この文にいろんな思いが込められているのではないかと思っております。もちろん、いじめをしないような子どもをいろんな形で取り組むというのは、本当に多岐にわたりますし、ただ、

その思いがあってもいじめは起こってしまうという可能性も秘めているので、そういった意味で、この学校だけじゃなくて、地域とか社会が総がかりで取り組むべきものであるというところに、この策定の思いが入っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○C委員

今、職務代理者が言われるところは、本当に大事なところな視点だというふうに私も思うわけですが、それを読みこなすときに3ページの(3)でくくられておるんじゃないかなと思っておったところでありまして、その辺をもうちょっと強調するとか、それがここに含まれているんですよというふうに言われれば、その辺のところじゃないかなと思って聞いておりました。

○職務代理者

私もその付近に入っているのかなと思いつつ、地域や保護者にこれを示すときには、はっきりこういう言葉を出したほうがわかりやすいのかなと思ったりもしてちょっと提案しましたけれども、その付近、今、G委員さんとかC委員さんの意見で、ほかの方々が理解できればそれでいいと思います。

○B委員

私もやっぱり言葉としてはっきりと、いじめをしない児童・生徒の育成という前向きな、ポジティブな言葉というのはこの中に入るというのは非常にいいことではないかと感じました。しないためには、未然に防ぐ、そこは本当にこのこと同じことを言われているというのはわかるんですけども、いじめをしない児童・生徒というのは非常に大事なことだと考えますので、その文章はどこかで入れることができれば非常にいいかと思います。

○職務代理者

一応未然防止というようなどころなんかもありはしましたけれども、教育委員とか、こういうふうにいる携わる方々はプロで、そういう理解もできるかと思いますが、一般の人はなと思うときにちょっとそう思いましたけど、一応、未然防止とか策定の意義とかで理解できればそれでもいいと思います。

○F委員

私も基本方針の策定の中に、そういった前向きなといいますか、もっと積極的なそういった言葉が入るのはいいことなんじゃないんだろうかと思っています。

それと、この間のいじめ追放宣言のときに、人権意識のずれという言葉が飛び込んできまして、人権意識が全く同じではないことが、やっぱりこういったいじめが発生する一つの要因ではないだろうかというふうに私も思いました。

それで、やっぱり人権意識の共通理解ということをする意味でも、ここの基本方針のところに、そういった前向きな言葉を入れるのはいいことなんじゃないだろうかとは思いますが、いかがでしょうか。

○職務代理者

A委員さんどうぞ。

○A委員

私は、基本方針だから、3ページの(3)の「①道徳教育・人権教育の改善・充実」の中にもありますように、「生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観」というのが書いてありますし、「道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実」の中に含まれるんじゃないかなというふうに私は思いました。

基本方針だから、一つ一つそれは具体的な例を挙げれば、それがいいかわかりませんが、もうこの中に一応含まれているということではよくはないかと私は思います。

○職務代理者

ほかの委員さん方がいいでしょうか。

○D委員

これは案ですので、決まるのはいつごろになるんですか。その意見とかいうのは言えるんですか。今言っているんですかね。

あと、職務代理者が言われているように、ほかの委員さんからも、ここに基本方針に1つ入れるということと、入れなくていいのではないかということも言われておりますけれども、どこもかしこも、いじめをしないということを入れたほうがいいと思います。

○職務代理者

今、意見が出ておりますが、いかがですかね。今は第26号議案のことについてをしております。それに関連してのことでございます。

○学校教育課長

御意見ありがとうございます。先ほど言われました、まだこれは案の段階でというか、ここで大体確定しようと思っていたんですけれども、いじめをしない子どもたちの育成というのは、もちろんとても大事な視点でございます。そういった意味もございまして、3ページの(3)に入れておいたわけでございますけれども、より強く意識させるという必要があるというふうに委員の皆様が共通理解していただけたら、1ページのどこかに事務局のほうで入れることは可能でございますので、その辺について判断をいただければというふうに思います。

○職務代理者

E委員さんどうぞ。

○E委員

個人の考えなんですけれども、やっぱりいじめはしないという意味合いはもうこの中に含まれているかなと思いますので、教育大綱を(組む)じゃないですけども、やっぱりそういったポスターというか、スローガンの的にもう一つ用意するという手もあるのかなというふ

うに思いました。「いじめ、ダメ」みたいな感じです。

○職務代理者

私が提案をした理由は、今までちょっと自分が出会ってきた、このいじめというものの、いじめられる子よりもいじめの子がいるということが問題であって、そのいじめの子というのは、学校内での問題もありますが、家庭で満たされていないという子どもたちがほとんどのような感じがいたしました。勉強、勉強と言われて親との会話がな、そして、勉強で頑張っても、もっと頑張れ、もっと頑張れと認められていない。共感をしてもらえないとか、今度は家庭の中で兄弟でも、えこひいき、差別をされるとか、いろんな問題を抱えて、そして、もちろん親の仕事とかいろんな問題で、家庭での生活が物すごく寂しい生活を送って満たされていない。そのうつぶんが学校で出てきて、弱い子どもたちにぶつかっていつているというのが、私が出会ったのではもうほとんど、一番のものはそこにあるような感じがいたします。問題行動を残す、いじめばかりじゃなくて、一般の問題行動を起こす子どもも、何かそういう、家庭が全てじゃありませんけれども、一部そこに起因しているような感じがいたしました。

それで、もしこの基本方針というのが外部に出たときにも、子どもに対する家庭での対応なんかも、親さんたちに、保護者さんたちにちょっと心がけてもらうとか、地域の人たちで地域の行事に参加したときには、褒めたり、励ましたりしてもらうとかいうようにすると、幾らか自分の存在感とか有用感ですか、そういうものがあって心に落ち着きが出るのではないかなと思ひまして、この提案をちょっとしたところでございます。本当単純なことですけども、一番のものはそこじゃないかなと。起こってからはなかなか認めたくないというのが、どちらの子どもも親も、加害者、被害者もあるようですから、それ以前に何かそういうことができれば、もっと本当に何か学校の先生も親もみんなが気分的に余裕を持った接し方ができるんじゃないかなと思ひましたので、ちょっと提案しましたけど。

○教育長

ちょっといいですか。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○教育長

ちょっと受けとめ方が私は違っていたようで。

いじめをしない子どもを育てるという形で御意見があったと思うとですよね。それで、今の話をお聞きすると、いじめをしない子どもを育てる家庭なり地域なりというところに重点があったような気がするんですよ。いじめをしない子どもを育てるときに、道徳的、倫理的な指導と、教室や学校での自主的な生活の中でのというのが、この3ページのいじめの未然防止の①と②なんですよ。ですから、そのところで象徴的にいじめをしない子どもを、そ

ういう生徒を育てるんだと、子どもを育てるんだと、人間を育てるんだということかと解釈していたんですが、今おっしゃったのは、そういういじめをしない子どもを出さないような家庭なり地域なり、そういう社会をということと解釈していいですかね。どうですかね。

○職務代理者

意識を持たせる、持つておくという意味から、いじめをしないというもの、本当はまたマイナ斯的な考え方で、もちろん道德教育とか人権教育とかは学校なんかでもよくしてもらっておりますが、そこはそこ、自分たちの世界は自分たちの世界とって意外と、挨拶でも同じ、学校ではするけれども、外に出ていったらしないという子も結構いるというようにして、やっぱり大人の責任かなと思ったりしたときに、意識を強めるという意味からちょっと申し上げたところです。

○C委員

そういうような意見が多いですので、1ページの3番のところにポツで1項目入れるようにして、そして、私、これを書いてあるのでいいかなとも思ったんですけど、「武雄市においても、いじめの未然防止や早期発見」その他て書いてあるですね。これはもう基本方針の中では省いたがようはなかなかなと思ったところですけど。そして、3番のところに4つ目として、今のような趣旨を1行あたり入れられれば、それがいいのではないかという感じがしたところですけど。「武雄市においても、いじめの未然防止や」等々を「取り組んできたところであるが」というのが書いてありますですね。これは基本方針の中には必要ないんじゃないかなという感じがしておるところです。その辺、語呂合わせがいかなかったら、もうそのままでいいですよ。

○E委員

またちょっと突拍子もないことを言うかもしれませんが、せつかく武雄市の教育大綱を「組む」というふうに決まりましたので、その中でいじめ防止基本方針ということなので、この「組む」みたいな感覚、また文言を入れる中で、先ほど職務代理者がおっしゃった保護者と「組む」というか、保護者さんもやっぱり何かいろいろ心の問題があって自分の子供に強く当たると。その次にその子供さんが、どこかでそれを発散するみたいな状況があるのではないかと。じゃ、そういった保護者さんも救わなきゃいけない。そういったときに、「組む」という感覚が出てくるんじゃないかなというふうに思いました。結構経営している塾で、よく表面、上辺だけのアドバイスをお子さまにする保護者さんが多いです。宿題したとねと、それただの問題読んどらんやっただけやろうみたいなですね。やっぱりもっとかわってもら、もっと時間を使ってもらというサポートを、この教育委員会事務局というのがしていかなきゃいけないかなと思ったときに、「組む」みたいなことを入れられたらなとちょっと思いました。

○H委員

今までずっといろんな御意見を聞きましたけれども、実際この武雄市いじめ防止基本方針というこの文言は、大体どういう方々の目に、これは届くんですか。保護者の方にまでいくんですか、この基本方針というのは。お願いします。

○学校教育課長

基本的にこれフルオープンですので、誰でも見れるというふうな形です。

○H委員

見れるですね。

○学校教育課長

はい。そういうふうなこともあって、職務代行も、地域に意図的な発信をというふうに言われたんじゃないかなと思います。

○H委員

そうですね、はい。

○学校教育課長

細かい文言をここで修正してはどうしようもないと思うんですけども、先ほども申しましたけど、加筆が望ましいということをお場で決めていただきますと事務局のほうで言葉を選んで加筆したいと思いますし、加筆する必要がないと言われましたらこのままでいきたいと思います。その分だけ協議していただければというふうに思います。

○職務代理者

いいですかね、これで。それぞれ両方出てきておりますが、より具体的な、基本的な考え方としながらも具体的ななと思って提案してみましたけれども、いかがでしょうか。はい。

○教育長

これだけ議論をいただきまして、そのあたりについては加えることも可能だというふうに思いますので、確認しておきたいんですけど、大人としての意識をということですかね。

○職務代理者

はい、そうです。

○教育長

そういうことで、どこかに1ページなり3ページなりに加えるという方向でいきたいと思いますが。

○職務代理者

はい、どうもありがとうございます。済みません、ちょっとここで長くなりました。

ではほかに、この26号議案と27号議案で何かございませんか〔「なし」と声あり〕。

ないようでしたら、提案どおりよろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

じゃ、異議なしと認めて原案どおり。

それからもう1つ、基本方針のほうは、ちょっと検討をしていただくということで次へ進

みたいと思います。第28号議案と第29号議案の提案をお願いいたします。

○教育政策課教育政策係長

7ページ～17ページ、第28号議案 武雄市子ども子育て支援法補助金要綱について、議案書により説明。

○教育政策課こども係長

第28号議案 武雄市子ども子育て支援法補助金要綱について、補足説明。

○職務代理者

では、28号議案と29号議案。まず、28号議案、何かございますか〔「なし」と声あり〕。

よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

では、29号議案、何か御質問ありましたらどうぞ〔「なし」と声あり〕。

よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

国の補助事業とか支援事業とか、そういうことによつての変更でございます。

28号議案、29号議案、異議ございませんか〔「異議なし」と声あり〕。

はい、異議なしと認めます。原案のとおり可決いたしました。よろしくをお願いいたします。

では、協議事項に入りたいと思います。

まず、平成27年度12月議会提出「教育に関する報告」についてでございます。

○教育政策課教育政策係長

20～22ページ、平成27年度12月議会提出「教育に関する報告」について、議案書により説明。

○職務代理者

はい、報告についてでございます。G委員さんどうぞ。

○G委員

たけおこどもフェスタの件ですけれども、その後、次に学校教育についてというふうにあります。今回、今回といいますか8月ですけれども、こども教育部というふうになりました。このたけおこどもフェスタには、武雄市内全保育園、幼稚園の職員が参加して、参加していただく皆さんに、幼児教育を発信する場としてもかなり専門的な見地から遊びを展開するということで、幼児教育の基礎といいますか、そういった観点でこのフェスタを開催しておりますので、ぜひこのこども教育部になった意義も含めて、そういった一言を加えていただければと思っております。まあ、ただ遊んでいるだけじゃないということですね。

○教育政策課教育政策係長

わかりました。

○G委員

お願いします。

○職務代理者

今の点は、ほかの委員さん方はどうでしょうか。

○E委員

賛成です。

○職務代理人

では、その件も追加をして報告をしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。はい、H委員さんどうぞ。

○H委員

先ほど加筆していただきまたした弁論大会・話し方大会ですね。やはりこの長い歴史があるのもいいんですけども、もう少し形を変えて、子どもたちの主張というか、何か青年の主張じゃないですけども、そういった新しい形でアピールしないと、本当に大いににぎわいましたというには余りにも少ない観客なので、同じ場所で物産まつりもあっているのに、子どもたちが一生懸命せっかく発表しているのに、同じ場所なのに、何であれだけ、本当に関係者だけの観客の中でああいったことになるのかなとしたときに、もう少しアピールというか、何か場所をかえてでもいいですから、もっと子どもたちの声を多くの人に聞いてもらいたいというのがあったので、ちょっとそれだけよろしくお願いします。

以上です。

○職務代理人

加筆での反省ですから、これはまた別意見として検討をしていただきたいと思います。

○C委員

その件は、予算のところではいいですか。

○職務代理人

はい。これは報告ですから、これでよろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

そしたら、G委員さんの意見、それから事務局からの加筆の分を加えて報告をするということですか。

では次、平成28年度「武雄市の教育」基本方針についてでございます。

○教育政策課教育政策係長

23ページ、協議事項②、平成28年度「武雄市の教育」基本方針について、議案書により説明。

○職務代理人

「武雄市の教育」の基本方針についての提案でございます。どうぞ、よくつくっていただいていると思いますが、御質問、御意見等なかったらこれでよろしいでしょうか。

○A委員

1つだけ確認ですが、この「武雄市の教育」は、これ基本的には何年間で想定されているんですか。

○教育政策課教育政策係長

「武雄市の教育」につきましては、1年ごとにその方針案等を示して出しているところなんですけれども、実際のところは、その基本目標については単年度ではなく継続をしていく。これはやっぱり教育の継続性というところを重視しているところであります。今回は、その一番大もとの基本目標を、全てを変えるわけではなく、文言を足しながら色づけをして、もとは変わっていないんですけれども、より深い意味を持ちながら変えていくということをお示ししております。

○職務代理者

よろしいですか、はい。

そしたら、この平成28年度「武雄市の教育」基本方針についてはよろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

では、提案どおり可決いたしました。

その次は、平成28年度子ども教育部の予算関係についてでございます。提案をお願いします。

○教育政策課教育政策係長

24ページ、協議事項③、子ども教育部の予算関係について、議案書により説明。

○職務代理者

はい、では、予算関係について。C委員さんどうぞ。

○C委員

係長さんちょっと質問です。大綱を受けての新規というのは、この中には上がっているんですか。

○教育政策課教育政策係長

実際、10月の大綱を受けて組むというのを本来はアピールしたいところなんですけれども、全てが、本当は工事についても大体業者と組んだりとか、官民一体についてはもう既に組んでいる状態であるということであって、その「組む」をちょっと強調したほうがいいのか、非常に迷ったところがございます。新しくどこかと組むというのが、一つ言うのであれば、その真ん中付近に学校教育課が教育研究所の設置ということで、こういった形で組んだりとか、下から2番目の生涯学習課の高校生と地域が連携した取り組みというのは、今回新しく、高校生と組んで何かをしよう、通学合宿だったりとか、そういうのをちょっと挙げているところがございます。

○職務代理者

はい、C委員さんどうぞ。

○C委員

ちょっと提案ですけど、大綱のときに非常に議論になりましたゼロ歳児からの教育という、その辺のところ非常にキーワードになっていったところがあるんですけど、私は公民館長

をしております、公民館自体の事業としては、主催事業と受け入れ事業という、大きく2つに分けることができるんですが、主催事業というその行政課題といたしましうか、地域課題に基づいた事業が行われていないんですね。したがって、公民館長というのは、極端にいますと何もせんでよかとこなんですよ、はっきり言いまして。それで、ひもつきの事業を、やっぱり公民館にはさせるべきだと私は思ったところです。

そういった点では、大綱を受けて、子育ての事業を、朝日町あたりは公民館でやっているんですが、各館、10万円なり20万円等の事業を組んで、そして子育てもろもろの、7回講座ぐらいで私はやらせるべきだと。そうしないと、公民館の力が全然出ないですよ。今、公民館でやっているのは、まちづくりの事業を引き受けて、あとは忙しいときの体育祭と文化祭ぐらいのもんなんですね。そういった点では、今回、公民館長の給料も上がったし、そういうふうなことからすると、私はこの大綱の中で社会教育の出番だというふうに思って、ぜひその辺のところは、全館やっぱりやらせてほしいというふうに思うんです。

と同時に、私去年からずっと見ておまして、スクラップできるのが、相当細々した事業の中にはあるみたいです。例えば、チャレンジキャンプなんかもう体をなしていませんし、それから、今、H委員さんから言われた弁論大会、これはもう回を重ねているだけで、私、課長に満杯にしてくださいとお願いしたんですけど、全然だめだったですもんね。私3回後ろのほうで勘定しましたが、館内に入っているのが138人です。138人の中で弁士が18人です。各学校の校長がそれと同じぐらいです。それから、保護者が1人ずつついたら、54人ですね。138人から54人を引くと84名なんです。84名から審査員を4人引くと80名なんです。たったそれだけのですね、これにぎわったところでは言えないんですよ。本当に、もう体をなしていない。これはもう学校教育では、職員が一生懸命やっているのが見えないときもあるんですが、社会教育の中では、職員が頑張っている姿が非常にあらわれやすいんですよ。これがあらわれていないんですね。

前の日に、伝統芸能祭のときには初め少なかったですけど、いっぱい外にいる人を職員が呼び込んで、入れて、ある程度の数字になったんですよ。弁論大会のときも、外野には子どもたちがいっぱいおるとですよ。それをそのときでもよか、10分でもよかけん、30分でもよかけん入ってくれんねと、呼び込むぐらいしてもよさそうなもんです。そういった点では、PTAだとか、青少年健全育成会だとか、子どもクラブだとか、婦人会だとか、老人クラブだとか、前もって呼び込んで、ある程度動員でもかけてやるぐらいのことをやらないと、せつかく教育というのを武雄市は呼び込んでいながら、そういうような学校教育だけに特化してしまっている。ほかの社会教育関係団体、スポーツも、図書館も含めて、やっぱり頑張る姿勢をもっと見せてほしいなというのを感じておるんです。

そういった点では、チャレンジキャンプとか弁論大会だとか、あるいはそういった点のスクラップできる事業が相当あるみたいです。スクラップせんでやるとするならば、やっぱり

方法を変えてやってほしいというふうなことをお願いしておきたいと思います。

○職務代理者

今までのことで感想とか、御意見、気づき等を述べていただきましたので、これもまた参考にして、検討をしていただきたいと思います。

ほかに、何かございませんか。

○F委員

学校教育課の学校適応指導教室支援事業のところで、「スクラム」の分室の「ひまわり教室」を武雄中学校に作成というところがありますけれども、大変ありがたいことだと思っております。以前、ひまわり教室がございましたけれども、予算の関係で一旦なくなって、今現在、「ほっとルーム」という形で、クラスに入れられない子どもさんの居場所として1室設けられている状態ですけれども、夏休み明けぐらいから、ちょっとそこに来る子どもさんがふえてきているというふうにお聞きしております。家庭訪問をされている支援員の先生が、そちらの対応をされているみたいですが、なかなか家庭訪問ができないので、というようなことをおっしゃられていましたので、ぜひ予算をつけていただいて、この「ひまわり教室」を復活させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○職務代理者

ただいまの御意見も、参考をお願いをしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○G委員

スマイル学習課、官民一体型学校づくりの支援員の増ということで2人が3人ということで書いてあります。非常にありがたいことだと思いますが、できれば、この官民一体型学校、スマイル学習課に、その専門といいますか、指導主事をつけていただければと考えております。10年契約ということで花まる学習会との連携を進めるわけですが、10年後は、武雄市が単独でこの教育を進めていかなくてはならないと考えたときに、やはり地元でこの官民一体型学校の中心になっていただく人材を育成する。そして、花まる学習会のいろんなことを十分に知っていただく人材が必要ではないかと思っておりますので、ぜひそのあたりも御検討いただければと思います。

○職務代理者

はい、ありがとうございます。済みません、時間も来ておりますが、私からも1つだけ。

新規に生涯学習課の高校生と地域が連携した取り組み、この高校生を生かすというのは本当にいいことだと思っております。花まる学習で子どもたちの生きる力を育てる反面、もう1つは、魅力ある武雄市の教育でよそからも来られるという狙いもありますが、よそから呼び込む以上に、この地元から出ていかないようにするのを、もっと。生まれ育ったところに若者

が魅力を感じ、ここに在るぞという気持ちになるような、何か高校生を生かす活動をしていただければと思います。高校生がここに在るとするのはもう働く場所とかいろいろな問題がありましようけど、一応、若者が生かされるまち、若者が出ていかない、魅力を感じるまちをつくるためには、やっぱり高校生たちにこういうふうにしてどんどん活動をさせて、自分が必要とされているという存在感というのでしょうか、あんなものを感じさせるのはとても大事なことだなど、先を見ればと思ひまして、はい。ぜひ、何かいろいろとアイデアを出していただきたいと思ひます。教育委員の一方的な要望ばかりでございますが、気づきとして申し上げておきます。

そしたら、これはもうここでよろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

そしたら、この予算関係、今から具体的になっていくかと思ひますが、どうぞ御苦勞いただきますようお願いいたします。

では、報告事項になりました。済みません、長くなりまして。

報告事項の、市立図書館の選書についてでございます。

○子ども教育部長

協議事項①、1～5ページ、図書館部門資料収集方針の資料により説明。

○職務代理者

この図書館の選書についてでございますが、一応、収集方針の中にも月1回の教育委員の確認を受けるというようにして定めてもらっております。それで、確認の意味で、毎月今からもこれをこういう形で配付されるということですから、何か目を通していただいて、お気づきの際は事務局側のほうへ御連絡をいただければと思ひます。

では、次に、教育委員からの確認事項でございます。

○教育政策課教育政策係長

報告事項②、6ページ、教育委員からの確認事項の資料により説明。

○職務代理者

先月の委員会のときに確認事項として挙げられましたので、それに対する回答でございます。各課からの報告に進みたいと思ひます。要点だけを報告していただきますよう、申し訳ございません。

○教育政策課長

26ページ～28ページ、1行事報告、2行事予定について、平成27年11月 定例教育委員会報告事項により説明。

○職務代理者

ありがとうございました。学校教育課どうぞ。

○学校教育課長

29ページ、1行事報告、2行事予定、3寄附採納について、平成27年11月 定例教育委員

会報告事項により説明。

30ページ、1行事報告、2行事予定について、平成27年11月 定例教育委員会報告事項により説明。

○職務代理者

では、生涯学習課長どうぞ。

○生涯学習課長

31ページ～33ページ、1行事報告、2行事予定について、平成27年11月 定例教育委員会報告事項により説明。

○職務代理者

ありがとうございました。

では、文化課長どうぞ。関連で先までお願いします。

○文化課長

34ページ～35ページ、1行事報告、2行事予定、図書館視察等対応について、平成27年11月 定例教育委員会報告事項により説明。

○職務代理者

では、図書館・歴史資料館、どうぞお願いします。

○図書館・歴史資料館長

36ページ～37ページ、1行事報告、2行事予定、図書館視察対応について、平成27年11月 定例教育委員会報告事項により説明。

○職務代理者

ありがとうございました。ただいまの各課からの報告について、何かお尋ねになりたいことはございませんか。

○A委員

スポーツ係の方に1点だけです。

33ページの一番下ですが、12月13日に各町対抗駅伝大会、これまでは白岩体育館で出発式があつて、その前でスタートだったんですが、今回は武内町の特設コースになっておりますが、これはどのような形になるのでしょうか。私たちも白岩に前は行っておつたんですが。

○生涯学習課長

今回は、会場が武内町ということで、（発言する者あり）開会式の件でございますか。

○A委員

はい。出発はどこですか。白岩体育館ですか。

○生涯学習課長

コースについては武内です。

○A委員

いや、白岩体育館を出発して、武内の特設コースを回るんですか。

○生涯学習課長

いいえ、武内を出発で、武内を回ります。

○A委員

武内だけ、出発も。

○生涯学習課長

はい、さようでございます。

○A委員

そしたら、私たちは、例えば行くとすれば、武内の公民館であるわけですか。

○生涯学習課長

出発がですか。済みません、それでは委員の方には改めて御案内いたします。

○職務代理者

そしたら、各課からの報告はよろしいでしょうか。これで打ち切りたいと思います。

では、次回開催日程でございます。12月24日、15時から。よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

クリスマスですけど、済みません。そういうふうに前段がありますので、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

その他でございますが、もうよかでしょう。はい。

○H委員

北方中の学校訪問についてなんですけれども、今、これ資料を見ていたら、13時40分からということで、給食がないというのは把握していたんですけれども、ということは午後から、この13時40分に行けばいいんですかね。済みません、そこをお願いします。

○学校教育課長

そのとおりでございます。この日は、公開授業をしておりますので、特段、協議等は設けておりません。公開授業と一緒に見ていただくということで、学校訪問にかえさせたいと思っております。

○H委員

はい、わかりました。

○教育政策課教育政策係長

よろしいでしょうか。

○H委員

はい。

○学校教育課長

よろしくお願ひします。

○職務代理者

では、あと42日でことしも終わりでございます。あっという間に過ぎようとしておりますが、何か気温も何となくおかしいようでございます。どうぞ皆さん方、健康に気をつけてください。そして、忘年会シーズンにもなると思いますので、事務局側の皆さん方も、どうぞ忘年会等で飲酒運転等、それから二日酔いを注意しておいてください。それもぜひ心がけてお過ごしください。

本当に、司会がまずくてこんなに長くなって済みませんでした。申し訳ございません。どうも、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

午後5時5分 閉会